

広島県告示第四百十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十三年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十三年七月二十一日

二 存続期間

免許の日から平成二十五年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十三年四月二十八日から平成二十三年六月二十七日まで

四 公示番号

区第四百二十七号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	真珠養殖業	一月一日から二月三十一日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

東広島市安芸津町大字木谷地先

(2) 区域

次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ四直線によって囲まれた区域

基点一 安芸津町木谷雲下市宮湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ五十メートルの所

- ア 一から安芸津町龍王島東端を見通す線上三百六十五メートルの所
- イ " " 百七十メートルの所
- ウ " " 一六八度二百六十メートルの所
- エ " " 一八九度三〇分四百十五メートルの所

六 地元地区

東広島市安芸津町木谷